

「第6次総合計画」「自治基本条例」の 素案をまとめました

(仮称)

高浜市 自治基本条例

【素案】

自治基本条例は「住んでよかった」「住み続けたい」と思える高浜市をめざし、これまで積み重ねてきたまちづくりの取り組みを踏まえ、市民が主役となって議会も行政もみんなで力を合わせてまちづくりを進めていくために策定します。

(仮称)高浜市自治基本条例【素案】は、中川幾郎先生(帝塚山大学大学院教授)をアドバイザーにお迎えし、市民会議・自治基本条例分科会が中心となって熱心な研究・討議を重ね、練り上げられました。

*** (仮称)高浜市自治基本条例【素案】に込める想い***

私たちのまち高浜市は、自治の本来の姿に立ち返り、「自分たちのまちは自分たちでつくる」という決意のもと地域内分権を推進し、住民力を育んできました。地域に身近な課題は、地域を構成する市民が最もよく知っている。だから、地域で担う方がより地域の発展につながるものについては、必要な権限と財源を行政から地域へ移し、市民が自ら考え、自主的・自立的に取り組むことができるよう、小学校区単位で住民自治組織であるまちづくり協議会を設立しました。

市民自治の芽を大きく育て、しっかりと根を下ろし、“高浜市らしさ”を将来にわたって継続・発展させていくためには、まちづくりの担い手である私たち一人ひとりが持っている力を出し合い、みんなで高浜市を創りあげていくことが大切です。

そこで、まちづくりにおける市民、議会および行政の役割を定め、互いに手と手をとり合いながら、「住んでみたい」「住んでよかった」「いつまでも住み続けたい」と思える持続可能な自立した基礎自治体・高浜市の確立を目指し、高浜市のまちづくりの最高規範として自治基本条例の策定を進めています。

私たちの愛するまち高浜市を、未来へとつなげていくために…。

(仮称)高浜市自治基本条例【素案】の構成

前文

この条例の理念 まちづくりの「想い」です

I.総則

高浜市の全ての条例の規範になります

[第1条]目的 [第2条]用語 [第3条]条例の位置づけ

II.まちづくりの基本原則

皆で力を合わせていくための行動原則です

[第4条] (1)参画の原則 (2)協働の原則 (3)情報共有の原則

III.まちづくりの担い手

まちを構成するすべての主体の役割・責務を確認します

第1節 市民

[第5条]市民の権利 [第6条]子どものまちづくりに参加する権利
[第7条]市民の役割と責務 [第8条]事業者の役割と責務

第2節 議会

[第9条]議会の役割と責務 [第10条]議員の役割と責務

第3節 行政

[第11条]市長の役割と責務 [第12条]職員の役割と責務

IV.参画と協働

皆で力を合わせて豊かな高浜市を築くための取り決めです

[第13条]参画機会の保障 [第14条]住民投票 [第15条]協働の推進

V.地域自治

皆で力を合わせて豊かな高浜市を築くための取り決めです

[第16条]地域内分権の推進 [第17条]まちづくり協議会
[第18条]地域計画 [第19条]活動の育成と支援

VI.市政運営

皆で力を合わせて豊かな高浜市を築くための取り決めです

[第20条]市政運営の基本原則 [第21条]総合計画の策定等
[第22条]危機管理 [第23条]他自治体等との連携と協力

VII.条例の検証と見直し

社会情勢の変化などに合わせて定期的に条例を見直し、育てます

[第24条]条例の検討と見直し

市民会議・自治基本条例分科会策定経過

- | | | |
|------|---------|---------------------------|
| 第1回 | 2/10(水) | 自治基本条例ってなんだろう? |
| 第2回 | 3/12(金) | 条例の全体像を考えよう①
グループワーク |
| 第3回 | 4/ 1(木) | 条例の全体像を考えよう②
グループワーク |
| 第4回 | 4/ 7(水) | 「条例を広めよう作戦」を立てよう |
| 第5回 | 4/26(月) | 条例の全体像を考えよう③ |
| 第6回 | 5/17(月) | 条例案を考えよう① |
| 第7回 | 6/ 2(水) | 条例案を考えよう②
地域自治を中心に |
| 第8回 | 6/10(木) | 条例案を考えよう③
地域自治以外を中心に |
| 第9回 | 6/23(水) | 条例案を考えよう④
基本計画案を考えよう |
| 第10回 | 7/22(木) | 条例の解説文を考えよう① |
| 第11回 | 7/26(月) | 条例の解説文を考えよう② |
| 第12回 | 7/29(木) | 条例の解説文を考えよう③
(発表リハーサル) |
| 第13回 | 8/10(木) | 条例を広めていこう |

「自治基本条例を広め隊」として、
地域での説明会などに出向いています

